

定住自立圏の形成に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に關し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と甲が行った中心市宣言に賛同した乙が、相互に役割を分担し、連携を図りながら、圏域に必要な都市機能及び生活機能を確保し、安心して暮らせる定住自立圏を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策分野の取組において相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携する取組の分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次に掲げるものとし、その取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携及び負担）

第4条 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、事務の執行に当たるものとする。

2 甲及び乙は、別表第1から別表第3までに定める取組を推進するため、これらの表に規定するもののほか必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。

3 第1項の規定により必要となる手続又は人員の確保に係る負担並びに別表第1から別表第3まで及び前項に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 甲及び乙は、この協定を変更しようとするときは、協議の上これを定めるものとする。

この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとするときは、あらかじめ議会の議決を経た上で、その旨を他方に通告するものとする。

- 2 前項の規定による通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。
- 3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定の規定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

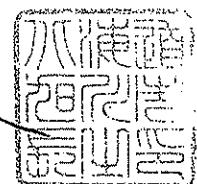
平成22年10月1日

旭川市 6条通9丁目46番地

甲 旭川市

旭川市長

西川 将人



上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

乙 当麻町

当麻町長

菊川 健一



別表第1（第3条関係）

ア 医療

二次救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、重症救急患者の診療体制を維持確保する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、応分の経費を負担する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を輪番制で実施するに当たり、応分の経費を負担する。
小児救急医療の連携	取組の内容	圏域内の小児の重症救急患者を甲の区域にある公的医療機関が受け入れることにより、小児医療における重症救急患者の診療体制を維持確保する。
	甲の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、関係機関との調整を行うとともに、当該実施医療機関に対し、補助金を支出する。
	乙の役割	甲の区域にある公的医療機関が二次診療を実施するに当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

イ 福祉

こども緊急さぼねっと事業の推進	取組の内容	仕事と育児の両立を支援するため、子どもの病気時や急な仕事が生じたときに子どもを預かる会員制の相互援助活動を共同で実施する。
	甲の役割	圏域を代表して事業をNPO法人に委託する。
	乙の役割	甲に対し、応分の経費を負担する。
消費生活相談事業	取組の内容	圏域住民の消費生活の安定と向上を図るため、旭川市消費生活センターにおいて、商品やサービスの購入、契約、使用等に関する消費者からの苦情、問い合わせを受け付け、それぞれの相談内容に応じた専門相談機関の紹介、あっせん、情報提供等の適切な助言を行う。
	甲の役割	圏域住民に対し、旭川市消費生活センターによる消費生活相談及びあっせんを行う。
	乙の役割	軽易な相談への対応を行い、困難なケースについては甲に対応を委ねる。 当該事業の実施に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

ウ 教育

図書館相互のネットワーク化	取組の内容	圏域住民の生涯学習機会の充実を図るために、各図書館の相互利用を促進する。
	甲の役割	乙の住民に対し、甲が設置する図書館の利用を認める。

乙の役割	甲の住民に対し、乙が設置する図書館の利用を認める。
------	---------------------------

エ 産業振興

広域観光のネットワーク化	取組の内容	圏域の広域観光ネットワークを形成するため、広域観光ホームページによる情報発信、圏域の観光施設等を活用した観光ルートの構築を進める。
	甲の役割	圏域内の共同情報発信に向けて連絡調整を行う。 観光看板等の設置、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、乙と協力して取り組む。
	乙の役割	圏域内の共同情報発信に向けて甲に対し、情報を提供する。 観光看板等の設置、観光パンフレット等の作成、観光ルートの構築において、甲と協力して取り組む。

オ その他

広域下水道施設の共同使用	取組の内容	共同施設（処理場・ポンプ場・管渠）により、一括して汚水の処理を行う。
	甲の役割	共同施設を管理運営し、甲及び乙の区域において排出される汚水の処理を行う。
	乙の役割	共同施設の建設、管理運営、汚水処理等に対し、応分の経費を負担する。
消防防災体制の整備	取組の内容	圏域内の防災体制の連携、充実を図るため、防災計画等の情報を共有し、職員を対象とする合同研修や訓練等を実施する。
	甲の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて連絡調整を行う。 圏域内の職員の合同研修や訓練等を実施する。
	乙の役割	圏域内の防災計画等の情報の共有に向けて情報を提供する。 甲が実施する職員の合同研修や訓練等に参加し、応分の経費を負担する。
大雪山国立公園の世界自然遺産への登録活動事業	取組の内容	圏域の環境、景観を保全するため、大雪山国立公園の登山道整備やトイレ、避難小屋等の維持管理における関係機関への要請活動等の環境整備を進めるとともに、圏域住民へのPR活動をするなど、大雪山国立公園の世界自然遺産登録を目指した活動を共同して進める。
	甲の役割	大雪山国立公園の世界自然遺産登録に向けた圏域住民へのPR活動の実施に当たり、会場のあっせん、広報等の連絡調整を行う。
	乙の役割	環境整備事業や美化活動を実施するとともに、圏域の自然環境の魅力PR事業を実施する。

別表第2（第3条関係）

ア 地域内外の住民との交流・移住促進

移住定住の促進	取組の内容	圏域への人口流入を促進するため、ホームページ等による移住定住の情報発信を行うとともに、移住定住の受入体制の充実に向けた調査研究を行う。
	甲の役割	圏域全体の移住定住に関するPR活動等による情報発信を行う。 短期移住や季節移住体験等に対応できるよう調査研究を行う。
	乙の役割	甲と連携し、移住定住情報の共有に向けて取り組む。 豊かな自然、安全安心な食、イベント、農業体験メニュー等に関するPR活動の実施や情報発信について、連携して調査研究を行う。

別表第3（第3条関係）

ア 人材育成等

職員の相互人事交流	取組の内容	圏域内市町職員の資質の向上を図るため、合同研修及び人事交流を実施する。
	甲の役割	職員研修を行う際に、乙に対して当該研修への参加の機会を提供する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。
	乙の役割	甲が実施する職員研修に職員を参加させるとともに、必要に応じて、費用の一部を負担する。 必要に応じて、職員の圏域内人事交流を行う。